

群町村議発第53号
令和3年11月29日

(本県関係 与党国会議員) 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲澤 太郎

令和4年度税制改正に係る重点要望事項について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年度税制改正につきましては、与党の税制調査会において、年内の「税制改正大綱」の決定に向けて、本格的な議論が開始される予定とのことでもあります。

このような中で、地方税に関しては、固定資産税の安定的確保が重要な論点となることが見込まれるほか、引き続きゴルフ場利用税が争点となることも想定されます。

固定資産税は、町村にとって税収の半分を占める基幹税であるとともに、ゴルフ場利用税は、税収の7割が市町村に交付され、町村の貴重な財源となっており、これらの地方税が見直された場合、住民サービスの提供や財政運営に多大な影響を被ることとなります。

つきましては、別紙のとおり要望いたしますので、主旨ご高察のうえ、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

令和4年度税制改正に係る重点要望事項

住民とより密接な関係にある町村は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしております。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である町村を次世代に引き継いでいくことは、我々町村の大きな責務です。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林業の衰退など極めて厳しく、また、条件不利な地域を多く抱える町村では総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、町村が、自主性・独自性を発揮し地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策など、きめ細かな行政サービスを実行するためには、安定的な財政運営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・独自性の向上を担保するものですので、町村税源の充実強化を図るため、下記事項を強く要望いたします。

記

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。特に、土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等の政策的な措置については、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、更なる対象の拡充は認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

2 ゴルフ場利用税の現行制度堅持

ゴルフ場利用税は税込の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、道路整備や環境対策など、同市町村の行政サービスと密接な関係を有し、極めて貴重な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。

令和3年11月29日

(本県関係 与党国会議員) 様

群馬県町村議会議長会
会長 仲澤太郎